なければならない。ただし、前二条の規定による装備移転航空機の設計の確認を受けるために試作品として製造されるもの（次条において「試作航空機」という。）は、安全性基準に適合することの確認を要しない。

一　装備移転航空機設計確認書の写し

二　装備移転航空機の製造に関する仕様書

三　その他参考となる事項を記載した書類

2　防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転航空機が安全性基準に適合することの確認をしたときは、当該申請をした者に対し、装備移転航空機製造確認書（別記様式第十七）を交付するものとする。

3　防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機が安全性基準に適合することの確認をするため必要があると認める場合は、当該申請をした者に対し、同項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

［条を加える。］

（飛行前の確認）

第八十七条の十一　法第百七条第七項の規定により、装備移転航空機（試作航空機を含む。以下この条及び次条において同じ。）を製造する者は、装備移転航空機による試験飛行、装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項の装備移転をいう。次条第三項において同じ。）のための飛行その他の飛行について、法第百七条第五項の規定により防衛大臣が定める装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びにこれに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準（以下この条において「安全性基準等」という。）に適合することの確認を受けようとするときは、装備移転航空機飛行許可申請書（別記様式第十八）に、次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

一　装備移転航空機設計確認書の写し（試作航空機の試験飛行を行う場合を除く。）

二　装備移転航空機製造確認書の写し（試験飛行を行う場合を除く。）

三　装備移転航空機の運航に従事する者の技能に関する書類の写し

四　その他参考となる事項を記載した書類

2　防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転航空機による飛行について安全性基準等に適合することの確認をしたときは、当該申請をした者に対し、装備移転航空機飛行許可書（別記様式第十九）を交付するものとする。

3　防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機による飛行について、安全性基準等に適合することの確認をするために必要があると認める場合は、同項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

［条を加える。］

（装備移転航空機管理番号の付与）

第八十七条の十二　防衛大臣は、第八十七条の八第二項第六号に掲げる製造計画書（第八十七条の九第二項において引用する場合を含む。）の提出又は第八十七条の十第一項に規定する装備移転航空機製造確認申請書による申請を受けたときは、当該製造計画書又は当該装備移転航空機製造確認申請書に係る装備移転航空機に対し装備移転航空機管理番号（装備移転航空機の機体を管理するために防衛大臣が装備移転航空機ごとに定める番号をいう。以下この条において単に「管理番号」という。）を付与するものとする。